

第2章 行財政健全化推進の基本指針

1 今後の収支見込み

地方公共団体は、少子・高齢社会に向けた総合的な地域福祉施策、資源循環型社会の構築等の環境施策、生活関連社会資本の整備等の課題を自主的かつ総合的に担っていかなければならず、極めて重要な役割を果たしていくことが期待されています。

このような状況の中で、第1章では、本市財政の現状分析を行い、歳入の根幹をなす市税の大幅な伸びが期待できない状況で、歳出の人件費、扶助費や公債費などの義務的経費、繰出金の増加などに加え、財政調整基金等の減少などにより、一層厳しい財政運営を迫られています。

これを打開するためには、歳入の積極的な確保を図るとともに、市民ニーズに念頭を置き、事務事業全般にわたり、思い切った施策や事業の効率化と厳しい選択に取り組まなければなりません。

さて、第2章では、普通会計(一般財源ベース)を基礎として、一定の前提条件のもとに、平成22年度までの収支見込みを推計しました。

普通会計の実質収支では、平成18年度からより一層厳しい財政状況が予想され、平成20年度以降において、歳入不足になることが見込まれます。

収支見込み(普通会計一般財源ベース)

単位：百万円

	H17年度	H18年度	H20年度	H22年度
歳入	9,017	8,818	8,632	8,393
歳出	9,833	9,999	10,445	10,426
実質収支	816	1,181	1,813	2,033

義務的経費

歳出のうち、その支出が法令などで義務づけられている経費として、人件費(議員報酬、特別職給与、職員給与など)、扶助費(生活保護費など)、公債費(地方債の元利償還金)を一般的に義務的経費と言います。

繰出金

公共下水道事業や介護保険事業などの特別会計が安定した運営を行うことができるように一般会計から繰り出す財源を言います。

財政調整基金

地方公共団体の財政運営にあたっては、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、積立てを行い、また財源不足が生じる年度には取り崩しを行います。(基金は市の貯金にあたるものです。)

普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているので、財政比較や統一的な掌握が困難なため、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分を言います。

実質収支

その年度の歳入歳出の差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源を除いた決算額を言います。

2 行財政健全化の方向性

(1) 効率的・効果的な行政運営

本市の財政状況は、近年の制度改革等による大幅な環境の変化を受け、非常に厳しい状況にあります。

それを打開するために、相生市行政改革大綱に沿った中長期的な視点に立ち、事務事業全般（公営企業を含む）にわたり思い切った施策や事務の効率化と厳しい選択に取り組み、併せて職員の更なる意識改革を図り、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築を図らなければなりません。

(2) 市民と行政とのパートナーシップ

市民・企業・行政の協力体制を明確にし、市民と行政とのパートナーシップの一層の充実を図ります。

また、地域や市民の自主性を尊重した行政運営を行うことで、多くの交流が生まれ、団体相互のネットワークができることにより、『活気のあるまち』を目指します。

(3) スリムな行政組織

多様化する市民ニーズに対応するため、市民の視点に立った政策の立案、事業の執行が必要となっています。

このため、個々の職員の責任と権限を明確にしながら、スピーディーな意思決定を行うことができるスリムで効率的な行政組織の確立を図っていくとともに、施策や事業等についてP D C Aサイクルをもとに、絶えず検証を行いながらそれに適応した行政組織の改革を行っていく必要があります。

相生市行政改革

行政の組織、制度及び運営を根本的に改めることをいい、相生市においては昭和 60 年に行政改革大綱を策定し、現在は第 4 次（平成 15～19 年度）大綱を推進中です。

P D C Aサイクル

計画策定（Plan） 実施（Do） 検証（Check） 見直し（Action）のサイクルを言います。

事業を行ううえで、不断の点検を行うことを表しています。

(4) 情報公開の推進

市民参加をより一層進めるためには、市民と行政が情報を共有することが重要です。

このため、施策の内容や財政状況、行政評価による事業の実施効果などについての情報をわかりやすく市民に公開していく必要があります。

積極的な情報公開を通じて、行政と市民が様々な議論を活発に行う体制づくりを確立させながら、行政サービスの見直しや市民ニーズに沿った事業の選択を行っていかねばなりません。

また、行政が関わる公営企業や第三セクターなどに対しても、積極的に情報公開を行うよう働きかけます。

行政評価
政策、施策、事務事業について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度及び成果を判定することを言います。

積極的な情報公開
一般会計、各特別会計、企業会計、第三セクター等の財政状況の公開と、行政評価による点検体制の確立を言います。

3 計画年度と目標の設定

(1) 計画年度

この計画は、平成18年度を初年度とし、平成22年度を目標年次とする5ヶ年計画とします。

(2) 目標の設定

本計画を推進していく上で、厳しい財政見通しの上に立って市の規模に見合った財政規模・体質に改めるなど、行財政の再建を進めることにより、最終年度には収支バランスがとれるよう、安定した行財政基盤を確立させます。

その実現のため、行政サービスのあり方や抜本的な行政組織の見直しを図りながら、歳入確保と徹底した歳出の節減に取り組み、具体的な数値目標を設定することにより、行財政の健全化に取り組みます。

一般会計予算目標額

単位：百万円

	H17年度	H18年度	H20年度	H22年度
予算額/目標額	13,540	12,580	10,900	10,800
削減額		960	2,640	2,740
17年度対比		93%	80%	80%

17・18年度は当初予算額、20・22年度は目標額